

SMILE



★スマイル

～今月も笑顔(スマイル)でスタート!～

3月号 Vol.131

今月の SMILE

桜三月

まいど おおきに!

皆さま、春節休暇はいかがでしたか。今年の春節休暇は2月23日まで続き、2月は28日までと日数も限られておりますので、例年以上に慌ただしい月となりました。

国家統計局が1月19日に発表した2025年の出生に関するデータによると、昨年生まれた新生児は792万人で、2024年の954万人から減少しました。人口1千人当たりの出生率(粗出生率)は5.63となり、1949年の統計開始以来、最も低い水準とされています。

粗出生率を他国と比較すると、世界平均は16.1、インドは20前後、ナイジェリアは32.2、アメリカとフランスは10～11、日本は6～6.7、韓国は5.0とされています。

中国の粗出生率の推移をみると、1949年は30台後半、1950年代前半は40前後、その後大きく上下を繰り返しながら、近年は一貫して低下傾向が続いています。かつては年間2,000万人を超えていた出生数が、現在は1,000万人を下回る水準にあります。社会や経済の変化とともに、人口構造もまた静かに姿を変えてきたことがうかがえます。

上海の街を歩いていた際、コンビニエンスストアの販促バナーにある言葉に目が留まりました。

『集结“躺平人”喝咖啡 当“爱因思躺”』

『摸鱼快乐聚集地 打工人的快乐老家』

最初の「集结“躺平人”喝咖啡 当“爱因思躺”」については、躺平人とは日本でも知られる“寝そべり族”を指します。“爱因思躺”は、アインシュタイン(爱因斯坦)の発音をもじり、「考えるより横になろう」といったニュアンスを重ねた言葉遊びだそうです。無理をせず、少し肩の力を抜こうというユーモアが感じられます。

次の「摸鱼快乐聚集地 打工人的快乐老家」ですが、“摸鱼”はネット用語で「仕事中にこっそり一息つく」ことを意味します。“打工人”は働く人を自虐的に表現する言い方で、主に若い会社員を指します。“快乐老家”は「心のふるさと」というニュアンスです。全体としては、「働く人たちがほっとできる場所」といった意味合いでしょうか。

統計が示す人口の変化と、街角で目にする若者言葉。数字と日常のあいだには、どこか共通する空気も感じられます。

春も少しずつ近づいてまいりました。桜が咲くのが楽しみです。皆さまにとって穏やかな春となりますように。

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!

2026年1月 CPIは前年同月比上昇、PPIは前年同月比の下落幅が縮小

2026年2月11日に国家統計局の発表によれば、1月は、住民消費需要(CPI)が引き続き回復し、住民消費価格指数は前月比0.2%上昇、前年同月比0.2%上昇、食品およびエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比0.8%上昇した。全国統一大市場建設の持続的推進、一部業種の需要増加および国際大口商品価格の波及などの要因の影響を受け、工業生産者出荷価格指数(PPI)は前月比0.4%上昇、前年同月比1.4%下降した。

一、CPIの前年同月比上昇幅の鈍化は主として春節の月ずれの影響によるものであり、コアCPIは穏やかな上昇を維持

CPIの前年同月比上昇幅がやや鈍化した主な原因には、以下の二つの要因がある。

一つは春節の月ずれの影響である。前年は1月が春節月であり、食品および一部サービス価格の上昇が比較的大きく、前年同期の比較基数が高かったことにより、本月の前年同月比上昇幅をより多く押し下げた。

分類別に見ると、食品価格は0.7%下降し、CPIの前年同月比を約0.11ポイント押し下げたが、前月はCPIを約0.21ポイント押し上げていた。食品のうち、生鮮野菜価格は6.9%上昇し、上昇幅は前月より11.3ポイント縮小し、CPI前年同月比への押し上げ影響は前月より約0.27ポイント縮小した。生鮮果物価格は3.2%上昇し、上昇幅は前月より1.2ポイント縮小した。豚肉および鶏卵価格はそれぞれ13.7%および10.6%下降した。

サービス価格は0.1%上昇し、CPIの前年同月比を約0.05ポイント押し上げ、押し上げ影響は前月より約0.20ポイント減少した。サービスのうち、航空券、旅行会社料金および家政サービス価格はそれぞれ14.3%、7.7%および3.5%下降し、三項目合計でCPI前年同月比を約0.16ポイント押し下げたが、対前月では約0.04ポイント押し上げていた。

二つ目は国際原油価格の変動によりエネルギー価格の下落幅が拡大したことである。1月のエネルギー価格は5.0%下降し、CPI前年同月比を約0.34ポイント押し下げ、押し下げ影響は前月より約0.06ポイント拡大した。このうちガソリン価格は前年同月比11.4%下降し、下落幅は前月より3.0ポイント拡大した。

住民消費需要は引き続き回復しており、コアCPIの穏やかな上昇傾向は変わっていない。

一つ言えることは、コアCPIが前月比で引き続き上昇したことである。食品およびエネルギー価格を除いたコアCPIは前月比0.3%上昇し、直近6か月で最高であった。このうち航空券および旅行会社料金はそれぞれ5.7%および2.0%上昇した。家政サービス、美容、映画および公演チケット価格の上昇幅は0.4%~2.8%であった。データ保存設備およびコンピュータ価格はそれぞれ8.0%および2.6%上昇した。家庭用器具、家庭日用品および個人用ケア用品価格の上昇幅は0.7%~1.4%であった。

二つ目は、エネルギーを除く工業消費品価格の前年同月比上昇幅が持続的に拡大したことである。エネルギーを除く工業消費品価格は前年同月比2.6%上昇し、上昇幅は前月より0.1ポイント拡大した。このうち金製装身具価格は、前年同月比77.4%上昇した。家庭用器具、家庭日用品および衣料価格の上昇幅は2.1%~6.6%であった。

春節前の主要な民生商品は、供給が十分であり価格は安定していた。食品価格は前月比横ばいであった。このうち、生鮮野菜価格は4.8%下降し、穀物および食用油価格はそれぞれ0.1%および0.2%下降した。豚肉および家禽肉類価格はそれぞれ1.2%および0.2%上昇した。水産品および生鮮果物価格はいずれも2.0%上昇した。

二、PPIは前月比では引き続き上昇し、前年同月比の下落幅は縮小

PPIは前月比で0.4%上昇し、4か月間連続の上昇であり、上昇幅は前月より0.2ポイント拡大した。本月のPPI前月比の主な特徴は次のとおりである。

一つは全国統一大市場建設の持続的推進が一部業種の価格上昇をもたらしたことである。セメント製造およびリチウムイオン電池製造価格はいずれも前月比0.1%上昇し、かついずれも4か月間連続上昇した。太陽光設備および部品製造価格は前月の0.2%下降から1.9%上昇へ転じ、基礎化学原料製造価格は0.1%下降から0.7%上昇へ転じ、鉄鋼製錬および圧延加工業価格は0.1%下降から0.2%上昇へ転じた。

二つ目は需要増加が関連業種価格の上昇をもたらしたことである。人工知能などのデジタル技術の加速的発展および算力需要の増加が、コンピュータ通信およびその他電子設備製造業価格を前月比 0.5%上昇させた。このうち、電子半導体材料および外部記憶設備・部品価格はそれぞれ 5.9%および 4.0%上昇した。春節前の贈答品および食品などの備蓄への需要増加が、工芸美術および礼儀用品製造、農副食品加工業価格をそれぞれ 4.1%および 0.3%上昇させた。冬季の防寒保温への需要増加が、防寒服およびダウン加工価格をそれぞれ 0.9%および 0.8%上昇させた。

三つ目は輸入要因が国内の非鉄金属および石油関連業種の価格動向により、上昇したものと下落したものに分かれたことである。国際非鉄金属価格の上昇が、国内非鉄金属鉱採選業および非鉄金属製錬・圧延加工業価格をそれぞれ 5.7%および 5.2%前月比上昇させた。このうち、銀製錬、銅製錬、金製錬、アルミ製錬価格はそれぞれ 38.2%、8.4%、4.8%および 2.3%上昇した。一方、国際原油価格の変動が、国内石油採掘および精製石油製品製造価格をそれぞれ 3.1%および 2.5%下降させた。

PPI は前年同月比 1.4%下降し、下落幅は前月より 0.5 ポイント縮小した。業種別に見ると、非鉄金属鉱採選業価格は 22.7%上昇し、文教・工美・体育および娯楽用品製造業価格は 21.2%上昇し、非鉄金属製錬および圧延加工業価格は 17.1%上昇し、電気機械および器材製造業価格は 0.8%上昇した。重点業種の生産能力の構造調整を伴う是正措置の効果が持続的に現れ、一部業種の需給構造はやや改善した。非金属鉱物製品業価格は 5.4%下降し、鉄鋼製錬および圧延加工業価格は 3.7%下降し、コンピュータ通信およびその他電子設備製造業価格は 1.6%下降し、いずれも下落幅は前月より縮小した。エネルギー関連業種価格は引き続き下降した。このうち、石油・天然ガス採掘業価格は 16.7%下降し、石油・石炭およびその他燃料加工業価格は 11.5%下降し、石炭採掘および洗選業価格は 9.8%下降し、電力・熱力生産および供給業価格は 2.3%下降した。

PMI(購買担当者景気指数)

1月の中国購買担当者指数はやや低下

2026年1月30日の国家統計局の発表によれば、1月の製造業購買担当者指数(PMI)、非製造業商務活動指数および総合 PMI はそれぞれ 49.3%、49.4%、49.8%で、前月よりそれぞれ 0.8 ポイント、0.8 ポイント、0.9 ポイント低下し、経済の景況水準はやや下落した。

一、製造業購買担当者指数はやや低下したが、生産は引き続き拡張を維持

1月は、一部の製造業業種が伝統的な閑散期に入ったことに加え、市場の有効需要が依然として不足していることもあり、製造業 PMI は 49.3%となり、景況水準は前月より低下した。

(一)企業生産は引き続き拡張

生産指数(企業の「当月の生産活動が前月と比べてどう変化したか」)は 50.6%で、臨界点を上回り、製造業の生産は拡張を維持している;新規受注指数は 49.2%で、市場需要はやや低下した。

業種別に見ると、農副食品加工、鉄道・船舶・航空宇宙設備などの業種では、生産指数および新規受注指数はいずれも 50.0%を上回り、需給の拡大テンポが速い。一方、石油・石炭およびその他燃料加工、自動車などの業種では、両指数はいずれも臨界点を下回り、関連業種の市場需要は鈍化し、企業の生産はやや減少した。

(二)価格指数はともに回復

最近の一部の大口商品(コモディティ)価格の上昇などの要因の影響を受け、主要原材料購買価格指数および出荷価格指数はそれぞれ 56.1%および 50.6%となり、前月よりそれぞれ 3.0 ポイントおよび 1.7 ポイント上昇した。このうち、出荷価格指数はこの 20 か月で初めて臨界点を上回り、製造業市場の価格の総体的水準は改善した。

業種別に見ると、非鉄金属製錬および圧延加工、電気機械器材などの業種では、主要原材料購買価格指数および出荷価格指数はいずれも 50.0%以上に上昇し、関連業種の原材料の調達価格および製品販売価格の総体的水準は上昇した。木材加工および家具、石油・石炭およびその他燃料加工などの業種では、両価格指数はいずれも臨界点を下回った。

(三)大企業 PMI は引き続き臨界点を上回る

大型企業 PMI は 50.3%で、依然として拡張区間に位置し、大型企業の下支え効果が引き続き顕在化している；中型企業および小型企業の PMI はそれぞれ 48.7%および 47.4%で、前月よりそれぞれ 1.1 ポイントおよび 1.2 ポイント低下し、景況水準はやや下落した。

(四)ハイテク製造業が引き続き先行

ハイテク製造業 PMI は 52.0%で、2 か月連続で 52.0%以上の比較的高い水準に位置しており、関連業種の発展動向は引き続き良好である。

設備製造業 PMI は 50.1%で、拡張区間を維持している。消費財業種および高エネルギー消費業種の PMI はそれぞれ 48.3%と 47.9%で、景況水準はやや低下した。

(五)企業の予期は楽観を維持

生産・経営活動の先行き指数は 52.6%で、引き続き臨界点を上回っている。

業種別に見ると、農副食品加工、食品および酒・飲料・精製茶などの業種の生産・経営活動の先行き指数は、2 か月連続で 56.0%以上の比較的高い景気区間に位置しており、関連企業は足元の業界発展に対して比較強い自信を持っている。

二、非製造業の商務活動指数はやや低下したが、金融市場の活発度は比較的高い

1 月は、建設業などの業種の景気水準が低下したこと等の要因の影響を受け、非製造業の商務活動指数は 49.4%となり、前月より 0.8 ポイント低下した。非製造業全体の景気水準はやや低下した。

(一)サービス業の景況水準は小幅回落

サービス業の商務活動指数は 49.5%で、前月より 0.2 ポイント低下した。

業種別に見ると、貨幣金融サービス、資本市場サービス、保険などの業種の商務活動指数はいずれも 65.0%を上回り、市場の活発度は比較的高い；不動産業の商務活動指数は 40.0%以下に低下し、景気水準は全体として弱含みである。

市場予測の観点から見ると、サービス業の業務活動予期指数は 57.1%で、前月より 0.7 ポイント上昇しており、サービス業企業の足元の市場発展に対する信頼感がやや強まっていることを示している。

(二)建設業の景況水準は低下

最近の低温天候および春節休暇前などの要因の影響を受け、建設業の生産・施工は減速し、商務活動指数は 48.8%となり、前月より 4.0 ポイント低下した。建設業の景況水準は明らかに低下した。

市場予測の観点から見ると、建設業の業務活動予期指数は 49.8%で、臨界点以下に低下しており、建設業企業が業界発展の見通しに対して慎重であることを示している。

三、総合 PMI は臨界点をやや下回る

1 月の総合 PMI は 49.8%で、前月より 0.9 ポイント低下し、企業の生産経営活動が全体として前月よりやや減速したことを示している。

総合 PMI を構成する製造業生産指数および非製造業商務活動指数は、それぞれ 50.6%および 49.4%であった。

会計・税務情報



長期資産の仕入税額控除に関する公告

「中華人民共和国増値税法」及び「中華人民共和国増値税法実施条例」等関連規定に基づき、2026 年 1 月 30 日に、財政部と国家税務総局は共同で「長期資産の仕入税額控除に関する暫定弁法」(財政部 税務総局公告

2026 年第 15 号)を公布し、2026 年 1 月 1 日より施行します。主な内容は以下の通りです。

一、長期資産の定義について

本弁法における長期資産とは、一般納税者が直接購入する、自己生産・研究開発または建設する、投資・寄付若しくは債務弁済するなどの方法により取得した長期資産を指す。賃借した長期資産、工事現場内に仮設した建物・構築物及び不動産開発企業が自社で開発し棚卸資産として計上する不動産プロジェクトは含まれない。

二、長期資産の範囲について

長期資産における固定資産には、その実体を構成する付属設備、工具、器具等が含まれる。無形資産には、その核心的価値及び権利基盤を構成する関連法令上の権利並びに知的成果が含まれる。不動産には、その実体を構成する建築装飾材料、給排水、暖房、衛生、換気、照明、通信、ガス、消防、セントラル空調、エレベーター、電気設備、太陽光発電、インテリジェントビル設備及びその付帯施設等が含まれる。

三、長期資産の取得原価及び資本化改造の定義について

長期資産の取得原価とは、取得した時に計上された帳簿価額を指す。長期資産を取得した後、改造良支出を発生した場合、会計基準に従ってその原価を調整しなければならない。

資本化改造とは、会計制度における資本化条件に該当する修理、アップグレード、改造、改築、増築、修繕、装飾などの状況を指す。

四、長期資産に対応する仕入税額について

長期資産に対応する仕入税額とは、長期資産の原価に対応する増値税の税額控除証憑に記載、計算または含まれる仕入税額を指す。

五、長期資産の仕入税額控除方法について

1. 納税者が長期資産を取得し、これを一般課税方式の課税項目を対象として使用する場合、対応する仕入税額は売上税額から全額控除することができる。

2. 納税者が長期資産を取得し、これを簡易課税方式の課税項目、増値税免除項目、控除不可の非課税取引、団体福利または個人消費（以下「5 種類控除不適用項目」と総称する）に使用する場合、当該仕入税額を売上税額から控除することはできない。

3. 納税人が長期資産を取得し、すでに仕入税額を控除した後、当該資産に増値税法実施条例第十九条の規定による非正常損失が発生する場合、または用途を変更し、5 種類控除不適用項目に使用する場合、非正常損失が発生した月または用途を変更した月において、次の計算式により控除できない仕入税額を計算し、当期の仕入税額から減額する。

控除できない仕入税額＝長期資産に対応する仕入税額×純資産価値比率

純資産価値比率＝当月期首長期資産純価値/長期資産取得価値×100%

4. 納税者が長期資産を取得し、5 種類控除不適用項目に使用していたが、その後使用用途を変更し、一般課税方式の課税項目に使用する場合、又は一般課税方式の課税項目と 5 種類控除不適用項目の両方に使用する場合（以下「混合用途」と総称する）には、用途変更を行った月において、次の計算式により控除可能な仕入税額を算定する。

控除可能仕入税額＝長期資産に対応する仕入税額×純資産価値比率

5. 納税者が以下の長期資産を取得し、混合用途に使用する場合、まず購入した際に仕入税額全額で控除を行う。その後混合用途で使用している間、調整年数に基づき、5 種類控除不適用項目に対応する売上税額から控除できない仕入税額を算定し、毎年調整を行う。

(一)2026 年 1 月 1 日以降、会計制度に基づき、関連資産として計上すべき単一の長期資産であり、かつ取得価額が 500 万元超のもの。

(二)2025年12月31日以前に会計制度に基づき、関連資産として計上されており、かつ2026年1月1日以降に資本化改造を完了し、改造完了後の価額が500万元超の単一長期資産。



法務情報

新会社法における従業員董事制度の解説と適用

1. はじめに

中国では、改正後の中華人民共和国会社法(以下、「新会社法」という)が2024年7月1日に施行され、既に1年半が経過している。中でも特に着目されているのは、従業員300人以上の会社は、その董事会の構成員に従業員代表を含めなければならないとする規定である。本稿は、新会社法に定める当該制度の概要とその適用について解説を行う。

2. 従業員董事制度に関する規定

新会社法68条・120条によると、従業員300人以上の有限責任会社及び株式会社においては、監事会を設置して従業員監事を置く場合を除き、董事会の構成員に従業員代表を含めなければならないとされている。すなわち、従業員300人以上の董事会設置会社は、従業員監事あるいは従業員董事のいずれかの設置が義務付けられている。また、国有独資会社は、従業員数に関わらず従業員董事設置が求められている。

新会社法の施行後、国務院国有資産監督管理委員会は中央企業に従業員董事1名の設置を義務付け、中国証券監督管理委員会は上場会社が2026年1月1日までに監事会を廃止し、監査委員会を董事会に設置するよう求めたため、従業員300人以上の上場会社は董事会に従業員代表を置く必要が生じた。金融監督管理総局も金融機関に対し同様の義務を課したが、従業員監事を選択する余地を残している。一方で、国家市場監督管理総局や中華全国総工会による関連規定は、新会社法の公布から現在まで、特に定められていない。

3. 従業員董事設置の方法

(1) 就任資格と人数

従業員董事の候補者として、一般に労働組合の主席が選ばれるが(*1)、候補者数を増やして競争選挙とすることも可能である。新会社法は、高級管理職による従業員董事の兼任を禁止していないが、金融監督管理総局などによる関連規定では、高級管理職と従業員利益の代表性が懸念されるため兼任を禁じている。なお、従業員董事には、董事・監事・高級管理職の就任資格に関する新会社法の規定が適用される(*2)。

(*1)「企業民主管理規定」38条参照。

(*2) 新会社法178条参照。

従業員董事の人数については、新会社法には規定がない。これを1名とすることも、それ以上とすることもできるが、具体的には定款の規定による。

(2) 従業員による選出後における株主会による選任の要否

新会社法68条によれば、董事会の従業員代表は、従業員代表大会、従業員大会その他形式の民主的な選挙を通じて従業員により選出される。他方で、株主会の権限として「董事の選出及び更迭」を定める同法第59条との整合性が問題となる。人民法院、監督当局及び実務の通説的見解は、従業員董事は従業員による選挙を経れば足り、株主会による選出手続は不要であるとの立場をとっている。中国証券監督管理委員会や国有資産監督管理委員会の関連ガイドラインもこの見解を支持している。これは、主要株主による否決を防ぎ、制度の実効性を確保する趣旨と解される。

(3) 選出手続

新会社法は具体的な選出手続は定めていないが、中華全国総工会や国有資産監督管理委員会の関連文書で

は、以下の 4 段階の手続が示されている。すなわち、①労働組合等による候補者指名、②経営陣との合意後の 5 営業日以上の公示、③従業員代表大会における過半数の賛成による選出、④上級労働組合への届出・公示である。この手続は、新会社法が掲げる「従業員代表大会を基本形式とする民主管理制度」の整備を促す実質的な役割を果たしている。選出された従業員代表が董事に就任する時期は、従業員代表大会又は従業員大会の決議において明らかにされるべきであり、決議に明記がないときは、決議の日をその就任日とし、会社定款に別段の規定があれば、これに従う。

(4) 権限と義務・責任

従業員董事は、他の董事と同様の権限を持つとともに、勤勉義務や忠実義務を含む法的責任を負う。しかし、従業員の利益を代表し保護するという特別な責務もあり、「従業員」と「董事」という二つの立場にある。その職務執行は法令と定款に基づき独立して行い、従業員代表大会、労働組合やその他従業員などに対しても許可なく情報を開示してはならない。この義務に違反したり、職務を適切に果たさなかつたりした場合は、従業員代表大会による解任や法的責任を問われる可能性がある。

(5) 解任と辞任

新会社法には従業員董事の解任・辞任に関する直接の規定がないため、まずは董事の解任・辞任に関する新会社法の規定を適用すべきと考えられる(*3)。従業員は、従業員代表大会等の民主的手続を通じて当該董事を解任できる。一方、退職等で従業員としての身分を失った場合、その就任の基礎が失われるため、自動的に従業員董事の地位も喪失する。欠員が生じた際の補選手続は選出時と同様であり、新任者の任期は前任者の残任期間となる。

(*3) 董事の辞任について、新会社法 70 条は、「董事は、辞任する場合、書面により会社への通知をしなければならず、会社が通知を受けた日に辞任の効力が生ずる」と定めているが、在任中の董事の辞任により董事会の構成員が法定の人数に満たなくなるときは、改選された新董事の就任まで、辞任する当該董事がその職務の履行を継続する。

また、董事の解任については、新会社法 71 条が「株主会は、董事の解任を決議することができ、決議を行った日に解任の効力が生ずる」と定めている。この規定から、従業員董事の選出者が従業員であることを考慮すると、従業員は、従業員董事を解任することができ、その方法は、従業員董事の選出と同一（すなわち従業員代表大会、従業員大会その他形式）となり、解任の効力は、その決議をした日に生ずる。

4. その他関連する問題

(1) 従業員数の計算

新会社法及びその関連規定には「従業員 300 人以上」の計算基準に関する明確な規定がないため、実務においては、法人資格の有無により、支社の従業員は算入するが、子会社の従業員は算入しないと考えられる。また、労働契約を締結した者が従業員に該当し、委託先からの出向者、退職再雇用者及び実習生は算入されないが、派遣労働者については、派遣会社と派遣先のいずれに算入すべきか争いとなりうる。さらに、従業員数の変動への対応として、董事会改選前の特定の日又は一定期間の平均従業員数を基準とし、当該任期中の増減により董事構成を変更しない方法が考えられる。その具体的な確定方法については、定款への明記が望まれる。

(2) 董事 1 名の董事会未設会社における従業員董事の要否

新会社法の下、従業員 300 人以上であっても、株主数が少ない等の理由で董事会を設置せず董事 1 名のみを置く会社は、従業員董事の設置義務を免れるとの解釈も存在する。これは、従業員董事設置を定めた同法 68 条の規定が董事会の設置を前提としており、同法 75 条に基づく董事会不設置の選択により、その適用対象外となるとの文理解釈による。一方、従業員保護の観点から、300 人以上の場合の董事会の設置規定は強行規定であり、董事会不設置による免脱は許されないとする批判的な見解も存在する。このため、該当会社における実務上の取扱いについては、現時点で明確な規定がなく、今後の解釈の進展が待たれる。

(3) 従業員董事設置義務違反の法的効果

新会社法は従業員董事の設置義務違反に対する直接的な罰則を設けていないが、違反状態には潜在的な法的リスクが存在する。また、一部の地方では、公式サイトにおいて、新会社法 68 条は強行規定ではなく、現時点でその違反に対する具体的な罰則はない、と回答している市場監督管理局も見受けられる(*4)。これに関し、潜在的な法的リスクとなるのは、設置すべき従業員董事が欠けている状態で行われた董事会決議の効力が争われうる点である。

特に、定款で全董事の合意を要する事項について決議を行う場合、構成員が欠けているため決議の成立要件を満たさず「不成立」となるおそれがある。また、決議内容そのものの違法性はなくても、董事会組成の根本的な瑕疵を理由に裁判所が決議の効力を否定するリスクも排除できない。こうしたリスクは株主間で対立のある合併会社で顕在化しやすいが、独資企業では通常問題とならない。

(*9) 例えば、上海市市場監督管理局

(<https://fw.scjgj.sh.gov.cn/shaic/consult/viewDetail.action?cid=2c984b5f8ef569f9018f5630a4060147>)、深セン市市場監督管理局

(<https://www.sz.gov.cn/hdjlpj/detail?pid=3084303>)など。

5. おわりに

現代的な会社法の趣旨は、株主と従業員を含む利害関係者間の利益の均衡を求め、従業員 300 人以上の会社における従業員董事設置義務は、董事会を設置した会社に限られ、董事 1 名だけの会社や従業員監事を選択した場合は拡張的な解釈・適用をすべきではないと考えられる。従業員董事は通常、拒否権がない限り決議を単独で左右せず、その影響は主にその説得力に依るが、定款による董事会の構成や決議方式などの調整が重要となる。いずれにせよ、監督管理機関による新会社法運用の動向や人民法院の解釈・裁判事例に着目するとともに、最新の監督管理の要求にも照らして適切に実施することが推奨される。

情報提供：金杜法律事務所

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市延安西路 2201 号 上海國際貿易中心 610 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com